



®

令和6年 (2024年) 3月7日(木)

No. 16093 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆令和5年特許法・著作権法・不競法民事  
訴訟事件判決の概況①…………… (1)

# 令和5年特許法・著作権法・不競法民事 訴訟事件判決の概況①

青木・関根・田中法律事務所

弁護士・弁理士 森 修一郎

## 第1 はじめに

本稿は、令和5年に判決の言渡しのあった特許法、著作権法及び不正競争防止法に関する民事訴訟事件判決の概況についてとりまとめたものである。

本稿では、第2において特許法に関する民事訴訟事件判決の概況を、第3において著作権法に関する民事訴訟事件判決の概況を、第4において不競法に関する民事訴訟事件判決の概況を、第5において令和5

年になされた注目すべき判決の紹介を行うものである。

掲載する判決は、裁判所ホームページ「知的財産裁判例集」に掲載された判決を対象としている<sup>1</sup>。

以下において、特許法は「特」、実用新案法は「実」、意匠法は「意」、著作権法は「著」、不正競争防止法は「不競法」「不」、商標法は「商標」、民法は「民」、会社法は「会」、商法は「商」、民事訴訟法は「民訴」、民事執行法は「民執」、法の適用に関する通則法は「通

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました！

**みやび坂総合法律事務所**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail [jun20dai@gmail.com](mailto:jun20dai@gmail.com)